

令和8年7月3日	
第3回 事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討会	資料1

事業場における労働者の健康保持増進の在り
方に関する検討会
報告書（案）

令和8年●月●日

1. はじめに

- ・高年齢労働者の増加、急速な技術革新の進展等の社会経済情勢の変化を踏まえ、政府において、がん検診の推進等を通じた「攻めの予防医療」を進めることによって、健康寿命の延伸を図り、社会保障の担い手の拡大に取り組むこととされている。
- ・労働者については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 69 条の健康保持増進措置の枠組みを活用し、事業場における疾病の早期発見・早期治療の取組の強化を図るとともに、疾病の治療が必要な労働者が離職せずに働き続けられるよう、治療と就業の両立支援につなげていく必要がある。
- ・本検討会は、こうした一連の流れを円滑に進めていくため、安衛法第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づく「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号。以下「THP 指針」という。）」をはじめとした事業場における労働者の健康保持増進の在り方等について、検討を行った。

2. 事業場における労働者の健康保持増進の在り方に関する検討

事業場における労働者の健康保持増進の在り方について検討した結果は以下のとおりである。

(1) 2次予防の推進

- ・労働者の健康保持増進は、生活習慣改善等による疾病の発症予防（以下「1次予防」という。）を主として取り組むこととされているが、疾病の早期発見や早期治療（以下「2次予防」という。）を行うことで、さらに、疾病の発症や重症化、疾病による死亡を予防できることが期待されることから、2次予防の取組も推進すべきである。
- ・業務起因性が必ずしも認められない疾病の2次予防については、必ずしも事業者のみが推進の責務を負うものではないが、労働者の健康への投資が経営にも資するとの理解の下、それぞれの事業場の実情に応じて創意工夫して進めていくことが適当であり、THP 指針の改正と併せて、事業者の自主的な取組の後押しとなるような支援を通じて推進することが適当。

(2) 2次予防の対象となる疾病

- ・2次予防の対象となる疾病には、がん、女性特有の健康課題（月経不順、月経困難症、過多月経、月経前症候群、更年期障害等）、歯科疾患、骨粗しょう症及び眼科疾患（以下「がん等」という。）といった健康課題を含むものとすべきである。

(3) 2次予防の推進に向けた医療保険者や地域保健とのさらなる連携

- ・2次予防の推進に当たっては、医療保険者や地域保健とのさらなる連携が必要である。

(4) がん等に関する健康教育

- ・労働者が科学的根拠等を踏まえた正しい理解に基づくがん等の予防や検診受診が行われるよう健康教育を実態に応じて実施する必要がある。

(5) 2次予防の取組内容

- ・ 2次予防の取組内容としては、(2)に掲げる疾病に対する検診及びその結果に基づく精密検査の受診勧奨が考えられる。さらに、その取組方法としては、以下のものがあり、事業場の実態に合わせて実施する必要がある。
 - ① 事業者自ら又は保険者と連携して実施する健康診断の機会を活用した検診等の受診機会の提供
 - ② 労働者の居住する市町村において実施されている健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく検診の受診勧奨及び受診のための休暇の付与等
- ・ 上記の検診等の受診やその結果に応じた精密検査の受診勧奨を推進するために、効果的な方法を示すべきである。

(6) 2次予防の取組における精度管理

- ・ 2次予防の取組のための検診等の機会の提供に当たっては、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第242号）における健康診査の精度管理等について留意する必要がある。

(7) 治療と就業の両立支援の更なる推進

- ・ 労働者の疾病の早期発見・早期治療の取組の強化とともに、疾病に罹患した労働者が離職せずに治療を受けながら働き続けられるよう、治療と就業の両立支援の取組を推進することが重要である。

3. 検討内容を踏まえた THP 指針の見直し

2. の検討を踏まえ、THP 指針に盛り込むべき点を検討した結果を別添に示す。

4. 検討内容を踏まえた今後の国の取組

2. の検討を踏まえ、今後、国が取り組むべき事項を検討した結果は以下のとおりである。

(1) 改正 THP 指針に基づく取組の更なる推進

- ・ 非正規労働者も含めたすべての労働者の健康増進が進むよう、産業保健総合支援センターや労働災害防止団体等と連携し、中小企業等の事業者の取組についての支援を図りつつ、改正後の THP 指針（以下「改正 THP 指針」という。）に基づく取組の推進を図るべきである。
- ・ 経済産業省が推進する健康経営との連携等により、「攻めの予防医療」に取り組む企業に見える化や社会的評価の向上を通じて、企業の取組の促進を図るべきである。
- ・ 「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」の改定やホームページ等を通じて、労働者が科学的根拠等を踏まえた正しい理解に基づくがん等の予防や検診受診が行われるよう健康教育に係る教材等の情報提供を行うべきである。

- ・上記の健康教育については、短時間労働者等のうち、医療保険者が保健事業等で実施するがん等に係る検査（以下「がん検診等」という。）の対象とならない者についても、自治体が発行するがん検診等が利用可能であることを示すことや、PHR（個人の健康や身体に関する記録 Personal Health Record）を利用したデジタルツール等を活用することにより、就業形態にかかわらず、全ての労働者のアクションにつながるよう留意する必要がある。

(2) 治療と就業の両立支援の更なる推進

- ・中小企業等の事業者の取組への支援を図りつつ、「治療と就業の両立支援指針（令和8年2月10日厚生労働省告示第28号）」に基づき、治療と就業の両立支援の取組を更に推進すべきである。

(3) 改正 THP 指針の取組状況のフォローアップ（事業所調査）

- ・事業場における改正 THP 指針を踏まえた取組状況を把握するため、本検討会の議論を踏まえつつ、企業規模や地域ごとのがん検診等の取組状況等に係る調査を行うべきである。

5. 最後に

今後も、引き続き、労働者の健康保持増進に係る最新の知見の把握に努め、企業規模や地域ごとの取組状況、科学的根拠等に基づき、必要に応じて THP 指針の改正や「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」の改定、支援策等を通じ、労働者の健康保持増進を図るべきである。

本検討会の構成員及びこれまでの開催状況

【開催状況】

第1回 令和8年（2026年）4月24日

- （1）労働者の健康を取り巻く状況について
- （2）本検討会の議論の進め方について

第2回 令和8年（2026年）6月1日

- （1）労働者の健康保持増進等に向けた取組事例等について
- （2）論点についての意見交換

第3回 令和8年（2026年）7月3日

- （1）報告書案について

第4回 令和8年（2026年）（調整中）

- （1）報告書案について

【構成員】

漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
及川 勝	全国中小企業団体中央会常務理事
大須賀 穰	帝京大学臨床研究センター教授
岡村 智教	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授
亀澤 典子	公益社団法人全国労働衛生団体連合会専務理事
清田 素弘	日本商工会議所産業政策第二担当部長
鈴木 重也	一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学予防医学教室主任教授
立石清一郎	産業医科大学産業生態科学研究所災害産業保健センター教授
立道 昌幸	東海大学医学部客員教授
古井 祐司	東京大学未来ビジョン研究センターデータヘルス研究ユニット 特任教授
松岡かおり	公益社団法人日本医師会常任理事
武藤 繁貴	公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会副理事長
森 晃爾	産業医科大学名誉教授

（五十音順。所属、役職名は報告書とりまとめ時点のもの）

事業場における労働者の健康保持増進のための指針 新旧表 (案)

下線は追記部分、網掛けは引用しない部分

新	旧
<p>事業場における労働者の健康保持増進のための指針</p> <p>昭和 63 年 9 月 1 日 健康保持増進のための指針公示第 1 号 改正 平成 9 年 2 月 3 日 健康保持増進のための指針公示第 2 号 改正 平成 19 年 11 月 30 日 健康保持増進のための指針公示第 4 号 改正 平成 27 年 11 月 30 日 健康保持増進のための指針公示第 5 号 改正 令和 2 年 3 月 31 日 健康保持増進のための指針公示第 7 号 改正 令和 3 年 2 月 8 日 健康保持増進のための指針公示第 8 号 改正 令和 3 年 12 月 28 日 健康保持増進のための指針公示第 9 号 改正 令和 4 年 3 月 31 日 健康保持増進のための指針公示第 10 号 改正 令和 5 年 3 月 31 日 健康保持増進のための指針公示第 11 号 改正 令和 8 年 2 月 10 日 健康保持増進のための指針公示第 12 号 <u>改正 令和 8 年〇月〇日 健康保持増進のための指針公示第〇号</u></p> <p>1 趣旨</p> <p>近年の高年齢労働者の増加、急速な技術革新の進展等の社会経済情勢の変化、労働者の就業意識や働き方の変化、業務の質的变化等に伴い、定期健康</p>	<p>事業場における労働者の健康保持増進のための指針</p> <p>昭和 63 年 9 月 1 日 健康保持増進のための指針公示第 1 号 改正 平成 9 年 2 月 3 日 健康保持増進のための指針公示第 2 号 改正 平成 19 年 11 月 30 日 健康保持増進のための指針公示第 4 号 改正 平成 27 年 11 月 30 日 健康保持増進のための指針公示第 5 号 改正 令和 2 年 3 月 31 日 健康保持増進のための指針公示第 7 号 改正 令和 3 年 2 月 8 日 健康保持増進のための指針公示第 8 号 改正 令和 3 年 12 月 28 日 健康保持増進のための指針公示第 9 号 改正 令和 4 年 3 月 31 日 健康保持増進のための指針公示第 10 号 改正 令和 5 年 3 月 31 日 健康保持増進のための指針公示第 11 号 改正 令和 8 年 2 月 10 日 健康保持増進のための指針公示第 12 号</p> <p>1 趣旨</p> <p>近年の高年齢労働者の増加、急速な技術革新の進展等の社会経済情勢の変化、労働者の就業意識や働き方の変化、業務の質的变化等に伴い、定期健康</p>

診断の有所見率が増加傾向にあるとともに、心疾患及び脳血管疾患の誘因となるメタボリックシンドロームが強く疑われる者とその予備群は、男性の約2人に1人、女性の約5人に1人の割合に達している。また、がんは、我が国の死亡原因で最も多く、全死亡原因の約24%を占めている。さらに、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者の割合が高い水準で推移している。

このような労働者の心身の健康問題に対処するためには、早い段階から心身の両面について健康教育等の予防対策に取り組むことが重要であることから、事業場において、就業形態にかかわらず全ての労働者を対象として心身両面の総合的な健康の保持増進を図ることが必要である。

また、健康の保持増進は、生活習慣改善等による疾病の発症予防（以下「1次予防」という。）を主として取り組むが、疾病の早期発見や早期治療（以下「2次予防」という。）を行うことで、さらに、疾病の発症や重症化、疾病による死亡を予防することができる。2次予防については、それぞれの事業場の実情に応じて、医療保険者等と連携を図りつつ、創意工夫して進めていくことが適当である。

加えて、労働者の健康の保持増進を図ることは、健康経営といった従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することが、労働生産性向上の観点からも重要である。

さらに、事業場において健康教育等の労働者の健康の保持増進のための措置が適切かつ有効に実施されるためには、その具体的な実施方法が、事業場において確立していることが必要である。

診断の有所見率が増加傾向にあるとともに、心疾患及び脳血管疾患の誘因となるメタボリックシンドロームが強く疑われる者とその予備群は、男性の約2人に1人、女性の約5人に1人の割合に達している。また、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者の割合が高い水準で推移している。

このような労働者の心身の健康問題に対処するためには、早い段階から心身の両面について健康教育等の予防対策に取り組むことが重要であることから、事業場において、全ての労働者を対象として心身両面の総合的な健康の保持増進を図ることが必要である。

なお、労働者の健康の保持増進を図ることは、労働生産性向上の観点からも重要である。

また、事業場において健康教育等の労働者の健康の保持増進のための措置が適切かつ有効に実施されるためには、その具体的な実施方法が、事業場において確立していることが必要である。

<p>本指針は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法第 69 条第 1 項の事業場において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の健康の保持増進のための措置（以下「健康保持増進措置」という。）が適切かつ有効に実施されるため、当該措置の原則的な実施方法について定めたものである。事業者は、健康保持増進措置の実施に当たっては、本指針に基づき、事業場内の産業保健スタッフ等に加えて、積極的に労働衛生機関、中央労働災害防止協会、スポーツクラブ、医療保険者、地域の医師会や歯科医師会、地方公共団体又は産業保健総合支援センター等の事業場外資源を活用するとともに、<u>PHR（個人の健康や身体に関する記録 Personal Health Record）</u>を利用したデジタルツール等を活用することにより、効果的な取組を行うものとする。また、全ての措置の実施が困難な場合には、可能なものから実施する等、各事業場の実態に即した形で取り組むことが望ましい。</p>	<p>本指針は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法第 69 条第 1 項の事業場において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の健康の保持増進のための措置（以下「健康保持増進措置」という。）が適切かつ有効に実施されるため、当該措置の原則的な実施方法について定めたものである。事業者は、健康保持増進措置の実施に当たっては、本指針に基づき、事業場内の産業保健スタッフ等に加えて、積極的に労働衛生機関、中央労働災害防止協会、スポーツクラブ、医療保険者、地域の医師会や歯科医師会、地方公共団体又は産業保健総合支援センター等の事業場外資源を活用することで、効果的な取組を行うものとする。また、全ての措置の実施が困難な場合には、可能なものから実施する等、各事業場の実態に即した形で取り組むことが望ましい。</p>
<p>2 健康保持増進対策の基本的考え方</p> <p><u>これまで生活習慣病予備群に対する生活習慣への介入効果についての科学的根拠が国際的に蓄積され、生活習慣病予備群に対する効果的な介入プログラムが開発されてきた。さらに、メタボリックシンドロームの診断基準が示され、内臓脂肪の蓄積に着目した保健指導の重要性が明らかになっている。また、健康管理やメンタルヘルスケア等心身両面にわたる健康指導技術の開発も進み、多くの労働者を対象とした健康の保持増進活動が行えるようになってきた。さらに、がん、女性特有の健康課題（月経不順、月経困難症、過多月経、月経前症候群、更年期障害等）、歯科疾患、骨粗しょう症及び眼科疾患（以下「がん等」という。）といった健康課題についても、疾病の予防に</u></p>	<p>2 健康保持増進対策の基本的考え方</p> <p><u>近年、生活習慣病予備群に対する生活習慣への介入効果についての科学的根拠が国際的に蓄積され、生活習慣病予備群に対する効果的な介入プログラムが開発されてきた。さらに、メタボリックシンドロームの診断基準が示され、内臓脂肪の蓄積に着目した保健指導の重要性が明らかになっている。また、健康管理やメンタルヘルスケア等心身両面にわたる健康指導技術の開発も進み、多くの労働者を対象とした健康の保持増進活動が行えるようになってきた。</u></p>

向けた健康教育等の取組が労働者の健康保持増進のために重要である。加えて、労働者の健康保持増進をより効果的に進めるため、1次予防のみならず、2次予防も労働者の健康保持増進対策の一環として取り組むことが望ましい。

また、労働者の健康の保持増進には、労働者が自主的、自発的に取り組むことが重要であり、労働者自らが健康状態の早期把握に努めることが必要である。しかし、労働者の働く職場には労働者自身の力だけでは取り除くことができない疾病増悪要因、ストレス要因等が存在しているため、労働者の健康を保持増進していくためには、労働者の自助努力に加えて、事業者の行う健康管理の積極的推進、がん等に係る検査（以下「がん検診等」という。）の受診勧奨及びその結果に応じた適切な医療につなげるための精密検査の受診勧奨が必要である。さらに、治療を受けながら働き続けられるためには、治療と就業の両立支援の実施が必要であり、これらを進めるための環境整備が重要である。

さらに健康管理を推進するに際しては、単に健康障害を防止するという観点のみならず、更に一歩進んで、職業生活の全期間を通じて継続的かつ計画的に心身両面にわたる積極的な健康保持増進を目指したものでなければならず、生活習慣病の発症や重症化の予防のために保健事業を実施している医療保険者と連携したコラボヘルスの推進に積極的に取り組むほか、医療保険者等の実施するがん検診等の利用等、医療保険者と連携した取組が重要である。さらに、自治体等の健康保持増進の取組等を利用することも有効であり、これら地域の関係者との連携も必要である。

労働者の健康の保持増進のための具体的措置としては、運動指導、メンタ

また、労働者の健康の保持増進には、労働者が自主的、自発的に取り組むことが重要である。しかし、労働者の働く職場には労働者自身の力だけでは取り除くことができない疾病増悪要因、ストレス要因等が存在しているため、労働者の健康を保持増進していくためには、労働者の自助努力に加えて、事業者の行う健康管理の積極的推進が必要である。その健康管理も単に健康障害を防止するという観点のみならず、更に一歩進んで、労働生活の全期間を通じて継続的かつ計画的に心身両面にわたる積極的な健康保持増進を目指したものでなければならず、生活習慣病の発症や重症化の予防のために保健事業を実施している医療保険者と連携したコラボヘルスの推進に積極的に取り組んでいく必要がある。

労働者の健康の保持増進のための具体的措置としては、運動指導、メンタ

ルヘルスケア、栄養指導、口腔保健指導、保健指導、がん検診等の受診勧奨等があり、各事業場の実態に即して措置を実施していくことが必要である。

さらに、事業者は、健康保持増進対策を推進するに当たって、次の事項に留意することが必要である。

① 健康保持増進対策における対象の考え方

健康保持増進措置は、主に生活習慣上の課題を有する労働者の健康状態の改善を目指すために個々の労働者に対して実施するものと、事業場全体の健康状態の改善や健康保持増進に係る取組の活性化等、生活習慣上の課題の有無に関わらず労働者を集団として捉えて実施するものがある。事業者はそれぞれの措置の特徴を理解したうえで、これらの措置を効果的に組み合わせることにより、1次予防及び2次予防に係る健康保持増進対策に取り組むことが望ましい。

② 労働者の積極的な参加を促すための取組

労働者の中には健康保持増進に関心を持たない者も一定数存在すると考えられることから、これらの労働者にも抵抗なく健康保持増進に取り組んでもらえるようにすることが重要である。加えて、労働者の行動が無意識のうちに変化する環境づくりやスポーツ等の楽しみながら参加できる仕組みづくり等に取り組むことも重要である。また、これらを通じて事業者は、労働者が健康保持増進に取り組む文化や風土を醸成していくことが望ましい。

③ 労働者の高齢化を見据えた取組

労働者が高齢期を迎えても健康に働き続けるためには、心身両面の総合的な健康が維持されていることが必要であり、若年期からの運動の習慣化

ルヘルスケア、栄養指導、口腔保健指導、保健指導等があり、各事業場の実態に即して措置を実施していくことが必要である。

さらに、事業者は、健康保持増進対策を推進するに当たって、次の事項に留意することが必要である。

① 健康保持増進対策における対象の考え方

健康保持増進措置は、主に生活習慣上の課題を有する労働者の健康状態の改善を目指すために個々の労働者に対して実施するものと、事業場全体の健康状態の改善や健康保持増進に係る取組の活性化等、生活習慣上の課題の有無に関わらず労働者を集団として捉えて実施するものがある。事業者はそれぞれの措置の特徴を理解したうえで、これらの措置を効果的に組み合わせて健康保持増進対策に取り組むことが望ましい。

② 労働者の積極的な参加を促すための取組

労働者の中には健康保持増進に関心を持たない者も一定数存在すると考えられることから、これらの労働者にも抵抗なく健康保持増進に取り組んでもらえるようにすることが重要である。加えて、労働者の行動が無意識のうちに変化する環境づくりやスポーツ等の楽しみながら参加できる仕組みづくり等に取り組むことも重要である。また、これらを通じて事業者は、労働者が健康保持増進に取り組む文化や風土を醸成していくことが望ましい。

③ 労働者の高齢化を見据えた取組

労働者が高齢期を迎えても健康に働き続けるためには、心身両面の総合的な健康が維持されていることが必要であり、若年期からの運動の習慣化

<p>や、高齢労働者を対象とした身体機能の維持向上のための取組等を通じて、加齢とともに筋力や認知機能等の心身の活力が低下するフレイルやロコモティブシンドロームの予防に取り組むことが重要である。健康保持増進措置を検討するに当たっては、このような視点を盛り込むことが望ましい。</p> <p>また、加齢に伴う筋力や認知機能等の低下は転倒等の労働災害リスクにつながることから、健康状況の継続的な把握のもと、「高齢者の労働災害防止のための指針」（令和8年2月10日高齢者の労働災害防止のための指針公示第1号）に基づき対応することが重要である。</p> <p>④ 2次予防の取組</p> <p><u>2次予防を進めるためには、事業者が、正しい情報の提供等を含む健康教育等や職場健診等の機会を活用したがん検診等の提供及びその結果に基づく医療機関への受診勧奨を実施することが必要である。これらの事業者の取組を通じて、自らの健康状態の早期把握が健康保持増進につながるについて労働者の理解促進を図り、労使の協力の下で、がん検診等の受診等につなげることが重要である。</u></p>	<p>や、高齢労働者を対象とした身体機能の維持向上のための取組等を通じて、加齢とともに筋力や認知機能等の心身の活力が低下するフレイルやロコモティブシンドロームの予防に取り組むことが重要である。健康保持増進措置を検討するに当たっては、このような視点を盛り込むことが望ましい。</p> <p>また、加齢に伴う筋力や認知機能等の低下は転倒等の労働災害リスクにつながることから、健康状況の継続的な把握のもと、高齢者の労働災害防止のための指針（令和8年2月10日高齢者の労働災害防止のための指針公示第1号）に基づき対応することが重要である。</p>
<p>3 健康保持増進対策の推進に当たっての基本事項</p> <p>事業者は、健康保持増進対策を中長期的視点に立って、継続的かつ計画的に行うため、以下の項目に沿って積極的に進めていく必要がある。</p> <p>また、健康保持増進対策の推進に当たっては、事業者が労働者等の意見を聴きつつ事業場の実態に即した取組を行うため、労使、産業医、衛生管理者等で構成される衛生委員会等を活用して以下の項目に取り組むとともに、各項目の内容について関係者に周知することが必要である。</p>	<p>3 健康保持増進対策の推進に当たっての基本事項</p> <p>事業者は、健康保持増進対策を中長期的視点に立って、継続的かつ計画的に行うため、以下の項目に沿って積極的に進めていく必要がある。</p> <p>また、健康保持増進対策の推進に当たっては、事業者が労働者等の意見を聴きつつ事業場の実態に即した取組を行うため、労使、産業医、衛生管理者等で構成される衛生委員会等を活用して以下の項目に取り組むとともに、各項目の内容について関係者に周知することが必要である。</p>

なお、衛生委員会等の設置義務のない小規模事業場においても、これらの実施に当たっては、労働者等の意見が反映されるようにすることが必要である。

加えて、健康保持増進対策の推進単位については、事業場単位だけでなく、企業単位で取り組むことも考えられる。

(1) 健康保持増進方針の表明

事業者は、健康保持増進方針を表明するものとする。健康保持増進方針は、事業場における労働者の健康の保持増進を図るための基本的な考え方を示すものであり、次の事項を含むものとする。

- ・事業者自らが事業場における健康保持増進を積極的に支援すること。
- ・労働者の健康の保持増進を図ること。
- ・労働者の協力の下に、健康保持増進対策を実施すること。
- ・健康保持増進措置を適切に実施すること。

(2) 推進体制の確立

事業者は、事業場内の健康保持増進対策を推進するため、その実施体制を確立するものとする（4（1）参照）。

(3) 課題の把握

事業者は、事業場における労働者の健康の保持増進に関する課題等を把握し、健康保持増進対策を推進するスタッフ等の専門的な知見も踏まえ、健康保持増進措置を検討するものとする。なお、課題の把握に当たっては、労働者の健康状態等が把握できる客観的な数値等を活用することが望ましい。

(4) 健康保持増進目標の設定

なお、衛生委員会等の設置義務のない小規模事業場においても、これらの実施に当たっては、労働者等の意見が反映されるようにすることが必要である。

加えて、健康保持増進対策の推進単位については、事業場単位だけでなく、企業単位で取り組むことも考えられる。

(1) 健康保持増進方針の表明

事業者は、健康保持増進方針を表明するものとする。健康保持増進方針は、事業場における労働者の健康の保持増進を図るための基本的な考え方を示すものであり、次の事項を含むものとする。

- ・事業者自らが事業場における健康保持増進を積極的に支援すること。
- ・労働者の健康の保持増進を図ること。
- ・労働者の協力の下に、健康保持増進対策を実施すること。
- ・健康保持増進措置を適切に実施すること。

(2) 推進体制の確立

事業者は、事業場内の健康保持増進対策を推進するため、その実施体制を確立するものとする（4（1）参照）。

(3) 課題の把握

事業者は、事業場における労働者の健康の保持増進に関する課題等を把握し、健康保持増進対策を推進するスタッフ等の専門的な知見も踏まえ、健康保持増進措置を検討するものとする。なお、課題の把握に当たっては、労働者の健康状態等が把握できる客観的な数値等を活用することが望ましい。

(4) 健康保持増進目標の設定

事業者は、健康保持増進方針に基づき、把握した課題や過去の目標の達成状況を踏まえ、健康保持増進目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかにする。

また、健康保持増進対策は、中長期的視点に立って、継続的かつ計画的に行われるようにする必要があることから、目標においても中長期的な指標を設定し、その達成のために計画を進めていくことが望ましい。

(5) 健康保持増進措置の決定

事業者は、表明した健康保持増進方針、把握した課題及び設定した健康保持増進目標を踏まえ、事業場の実情も踏まえつつ、健康保持増進措置を決定する。

(6) 健康保持増進計画の作成

事業者は、健康保持増進目標を達成するため、健康保持増進計画を作成するものとする。健康保持増進計画は各事業場における労働安全衛生に関する計画の中に位置付けることが望ましい。

健康保持増進計画は具体的な実施事項、日程等について定めるものであり、次の事項を含むものとする。

- ・健康保持増進措置の内容及び実施時期に関する事項
- ・健康保持増進計画の期間に関する事項
- ・健康保持増進計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関する事項

(7) 健康保持増進計画の実施

事業者は、健康保持増進計画を適切かつ継続的に実施するものとする。また、健康保持増進計画を適切かつ継続的に実施するために必要な留意すべき事項を定めるものとする。

事業者は、健康保持増進方針に基づき、把握した課題や過去の目標の達成状況を踏まえ、健康保持増進目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかにする。

また、健康保持増進対策は、中長期的視点に立って、継続的かつ計画的に行われるようにする必要があることから、目標においても中長期的な指標を設定し、その達成のために計画を進めていくことが望ましい。

(5) 健康保持増進措置の決定

事業者は、表明した健康保持増進方針、把握した課題及び設定した健康保持増進目標を踏まえ、事業場の実情も踏まえつつ、健康保持増進措置を決定する。

(6) 健康保持増進計画の作成

事業者は、健康保持増進目標を達成するため、健康保持増進計画を作成するものとする。健康保持増進計画は各事業場における労働安全衛生に関する計画の中に位置付けることが望ましい。

健康保持増進計画は具体的な実施事項、日程等について定めるものであり、次の事項を含むものとする。

- ・健康保持増進措置の内容及び実施時期に関する事項
- ・健康保持増進計画の期間に関する事項
- ・健康保持増進計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関する事項

(7) 健康保持増進計画の実施

事業者は、健康保持増進計画を適切かつ継続的に実施するものとする。また、健康保持増進計画を適切かつ継続的に実施するために必要な留意すべき事項を定めるものとする。

<p>(8) 実施結果の評価</p> <p>事業者は、事業場における健康保持増進対策を、継続的かつ計画的に推進していくため、当該対策の実施結果等の評価し、新たな目標や措置等に反映させることにより、今後の取組を見直すものとする。</p>	<p>(8) 実施結果の評価</p> <p>事業者は、事業場における健康保持増進対策を、継続的かつ計画的に推進していくため、当該対策の実施結果等の評価し、新たな目標や措置等に反映させることにより、今後の取組を見直すものとする。</p>
<p>4 健康保持増進対策の推進に当たって事業場ごとに定める事項</p> <p>以下の項目は、健康保持増進対策の推進に当たって、効果的な推進体制を確立するための方法及び健康保持増進措置についての考え方を示したものである。事業者は、各事業場の実態に即した適切な体制の確立及び実施内容について、それぞれ以下の事項より選択し、実施するものとする。</p> <p>(1) 体制の確立</p> <p>事業者は、次に掲げるスタッフや事業場外資源等を活用し、健康保持増進対策の実施体制を整備し、確立する。</p> <p>イ 事業場内の推進スタッフ</p> <p>事業場における健康保持増進対策の推進に当たっては、事業場の実情に応じて、事業者が、<u>4 (2) イに示す健康教育に記載された知識も含め労働衛生等の知識を有している産業医等、衛生管理者等、事業場内の保健師等の事業場内産業保健スタッフ及び人事労務管理スタッフ等</u>を活用し、各担当における役割を定め、事業場内における体制を構築する。</p> <p>また、例えば労働者に対して運動プログラムを作成し、運動実践を行うに当たっての指導を行うことができる者、労働者に対してメンタルヘルスクアを行うことができる者等の専門スタッフを養成し、活用することも有効である。なお、健康保持増進措置を効果的に実施する</p>	<p>4 健康保持増進対策の推進に当たって事業場ごとに定める事項</p> <p>以下の項目は、健康保持増進対策の推進に当たって、効果的な推進体制を確立するための方法及び健康保持増進措置についての考え方を示したものである。事業者は、各事業場の実態に即した適切な体制の確立及び実施内容について、それぞれ以下の事項より選択し、実施するものとする。</p> <p>(1) 体制の確立</p> <p>事業者は、次に掲げるスタッフや事業場外資源等を活用し、健康保持増進対策の実施体制を整備し、確立する。</p> <p>イ 事業場内の推進スタッフ</p> <p>事業場における健康保持増進対策の推進に当たっては、事業場の実情に応じて、事業者が、労働衛生等の知識を有している産業医等、衛生管理者等、事業場内の保健師等の事業場内産業保健スタッフ及び人事労務管理スタッフ等を活用し、各担当における役割を定め、事業場内における体制を構築する。</p> <p>また、例えば労働者に対して運動プログラムを作成し、運動実践を行うに当たっての指導を行うことができる者、労働者に対してメンタルヘルスクアを行うことができる者等の専門スタッフを養成し、活用することも有効である。なお、健康保持増進措置を効果的に実施する上で、これらのスタッフは、専門分野における十分な知識・技能と労</p>

上で、これらのスタッフは、専門分野における十分な知識・技能と労働衛生等についての知識を有していることが必要である。このため、事業者は、これらのスタッフに研修機会を与える等の能力の向上に努める。

ロ 事業場外資源

健康保持増進対策の推進体制を確立するため、事業場内のスタッフを活用することに加え、事業場が取り組む内容や求めるサービスに応じて、健康保持増進に関し専門的な知識を有する各種の事業場外資源を活用する。事業場外資源を活用する場合は、健康保持増進対策に関するサービスが適切に実施できる体制や、情報管理が適切に行われる体制が整備されているか等について、事前に確認する。事業場外資源として考えられる機関等は以下のとおり。

- ・労働衛生機関、中央労働災害防止協会、スポーツクラブ等の健康保持増進に関する支援を行う機関
- ・医療保険者
- ・地域の医師会や歯科医師会、地方公共団体等の地域資源
- ・産業保健総合支援センター

なお、職域保健と地域保健の連携を強化するため各地域に設置されている地域・職域連携推進協議会において示された情報を参考に、各自治体等が取り組む各種支援策等を活用すること。

また、企業と医療保険者は各種健診実施や健康増進事業等に関して、密接に連携しながら取り組んでいることも多く、こうした関係性を踏まえ、医療保険者と連携した労働者の健康保持増進措置を検討す

労働衛生等についての知識を有していることが必要である。このため、事業者は、これらのスタッフに研修機会を与える等の能力の向上に努める。

ロ 事業場外資源

健康保持増進対策の推進体制を確立するため、事業場内のスタッフを活用することに加え、事業場が取り組む内容や求めるサービスに応じて、健康保持増進に関し専門的な知識を有する各種の事業場外資源を活用する。事業場外資源を活用する場合は、健康保持増進対策に関するサービスが適切に実施できる体制や、情報管理が適切に行われる体制が整備されているか等について、事前に確認する。事業場外資源として考えられる機関等は以下のとおり。

- ・労働衛生機関、中央労働災害防止協会、スポーツクラブ等の健康保持増進に関する支援を行う機関
- ・医療保険者
- ・地域の医師会や歯科医師会、地方公共団体等の地域資源
- ・産業保健総合支援センター

ることも重要である。

さらに、小規模事業場で事業場内の推進スタッフの確保等が困難な場合には、上記の事業場外資源を積極的に活用するほか、社外の健康支援サービスを利用することも考えられる。

(2) 健康保持増進措置の内容

事業者は、次に掲げる健康保持増進措置の具体的項目を実施する。

イ 健康教育

労働者が健康保持増進のための正しい知識・意識を身につけ、必要な行動ができるよう、国が示す教材を活用することや産業医等の専門知識を有する者からの教育を受けることが重要である。また、健康教育の実施に当たっては、全ての労働者が受講又は情報を得ることができる必要がある。

教育の内容については、メタボリックシンドロームやがん等の発症予防のための生活習慣改善、メンタルヘルスケア等の1次予防のほか、2次予防としての実施されるがん検診等についての科学的根拠に関する知識や意義の理解、検査結果に応じた精密検査等の受検や専門医への受診の必要性、利用可能な自治体や医療保険者の保健事業に関する教育を実態に応じて行うこと。

ロ 健康指導

(イ) 労働者の健康状態の把握

健康指導の実施に当たっては、健康診断や必要に応じて行う健康測定等により労働者の健康状態を把握し、その結果に基づいて実施する必要がある。

(2) 健康保持増進措置の内容

事業者は、次に掲げる健康保持増進措置の具体的項目を実施する。

イ 健康指導

(イ) 労働者の健康状態の把握

健康指導の実施に当たっては、健康診断や必要に応じて行う健康測定等により労働者の健康状態を把握し、その結果に基づいて実施する必要がある。

また、健康測定とは、健康指導を行うために実施される調査、測定等のことをいい、疾病の早期発見に重点をおいた健康診断を活用しつつ、追加で生活状況調査や医学的検査等を実施するものである。

さらに、筋力や認知機能等の低下に伴う転倒等の労働災害を防止するため、体力の状況を客観的に把握し、自らの身体機能の維持向上に取り組めるようにするには、具体的には以下の健康測定等を実施することが考えられる。

- ・転倒等のリスクを確認する身体機能セルフチェック
- ・加齢による心身の衰えを確認するフレイルチェック
- ・移動機能を確認するロコモ度テスト

なお、健康測定は、産業医等が中心となって行い、その結果に基づき各労働者の健康状態に応じた必要な指導を決定する。それに基づき、事業場内の推進スタッフ等が労働者に対して労働者自身の健康状況について理解を促すとともに、必要な健康指導を実施することが効果的である。

また、データヘルスやコラボヘルス等の労働者の健康保持増進対策を推進するため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果の記録等、労働者の健康状態等が把握できる客観的な数値等を医療保険者に共有することが必要であり、そのデータを医療保険者と連携して、事業場内外の複数の集団間のデータと比較し、事業場における労働者の健康状態の改善や健康保持増進に係る取組の決定等に積極的に活用することが重要である。

また、健康測定とは、健康指導を行うために実施される調査、測定等のことをいい、疾病の早期発見に重点をおいた健康診断を活用しつつ、追加で生活状況調査や医学的検査等を実施するものである。

筋力や認知機能等の低下に伴う転倒等の労働災害を防止するため、体力の状況を客観的に把握し、自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、具体的には以下の健康測定等を実施することが考えられる。

- ・転倒等のリスクを確認する身体機能セルフチェック
- ・加齢による心身の衰えを確認するフレイルチェック
- ・移動機能を確認するロコモ度テスト

なお、健康測定は、産業医等が中心となって行い、その結果に基づき各労働者の健康状態に応じた必要な指導を決定する。それに基づき、事業場内の推進スタッフ等が労働者に対して労働者自身の健康状況について理解を促すとともに、必要な健康指導を実施することが効果的である。

また、データヘルスやコラボヘルス等の労働者の健康保持増進対策を推進するため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果の記録等、労働者の健康状態等が把握できる客観的な数値等を医療保険者に共有することが必要であり、そのデータを医療保険者と連携して、事業場内外の複数の集団間のデータと比較し、事業場における労働者の健康状態の改善や健康保持増進に係る取組の決定等に積極的に活用することが重要である。

(ロ) 健康指導の実施

労働者の健康状態の把握を踏まえ実施される労働者に対する健康指導については、以下の項目を含むもの又は関係するものとする。また、事業者は、希望する労働者に対して個別に健康相談等を行うように努める必要がある。

- ・労働者の生活状況、希望等が十分に考慮され、運動の種類及び内容が安全に楽しくかつ効果的に実践できるよう配慮された運動指導
- ・ストレスに対する気付きへの援助、リラクゼーションの指導等のメンタルヘルスケア
- ・食習慣や食行動の改善に向けた栄養指導
- ・歯と口の健康づくりに向けた口腔保健指導
- ・勤務形態や生活習慣による健康上の問題を解決するために職場生活を通して行う、睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた保健指導
- ・労働者本人の同意を得て検査結果を把握した場合におけるがん検診等の検査結果等を踏まえた精密検査の受診勧奨や治療に向けた保健指導

併せて、高年齢労働者に対しては、フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施することが重要である。なお、(イ)に掲げるフレイルチェックの結果も踏まえ、市町村が提供する一般介護予防事業等を利用できる可能性があるため、当該高年齢労働者の居住する市町村や地域包括支援センターに

(ロ) 健康指導の実施

労働者の健康状態の把握を踏まえ実施される労働者に対する健康指導については、以下の項目を含むもの又は関係するものとする。また、事業者は、希望する労働者に対して個別に健康相談等を行うように努める必要がある。

- ・労働者の生活状況、希望等が十分に考慮され、運動の種類及び内容が安全に楽しくかつ効果的に実践できるよう配慮された運動指導
- ・ストレスに対する気付きへの援助、リラクゼーションの指導等のメンタルヘルスケア
- ・食習慣や食行動の改善に向けた栄養指導
- ・歯と口の健康づくりに向けた口腔保健指導
- ・勤務形態や生活習慣による健康上の問題を解決するために職場生活を通して行う、睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた保健指導

併せて、高年齢労働者に対しては、フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施することが重要である。なお、(イ)に掲げるフレイルチェックの結果も踏まえ、市町村が提供する一般介護予防事業等を利用できる可能性があるため、当該高年齢労働者の居住する市町村や地域包括支援センターに

相談することも可能である。

ハ 2次予防に関する取組

(イ) 2次予防の取組を推進するため、イで示した科学的根拠に関する知識等を踏まえつつ、以下の取組を実施することが考えられる。

- ・ 国が「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」
(健発第 0331058 号平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省健康局長通知別添)において健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に基づき市区町村が実施する検診として推奨している5つのがん(胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん)に対する検診及びその結果に基づく精密検査の受診勧奨
- ・ 女性特有の健康課題、歯科疾患、骨粗しょう症、眼科疾患等に係る検査等及びその結果に基づく専門医への受診勧奨

(ロ) (イ)の取組の方法には、以下のものがあり、事業場の実態に合わせて実施する必要がある。

- ・ 事業者自ら又は保険者と連携して実施する健康診断の機会を活用した検診等の受診機会の提供
- ・ 労働者の居住する市町村において実施されている健康増進法に基づく検診の受診勧奨及び受診のための休暇の付与等

(ハ) (イ)の検診等の受診やその結果に応じた精密検査の受診勧奨を推進するためには、次に掲げる取組を行うことが効果的である。

- ・ 啓発パンフレットの配布
- ・ ポスターやサイト等への社内掲示
- ・ 全ての労働者を対象としたメールや社内通達の発出

相談することも可能である。

<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>健診実施者に対する精密検査の受診勧奨の業務委託</u> ・ <u>医療保険者が保健事業等で実施する健診の案内</u> ・ <u>労働者本人が利用可能な自治体の検診や健康相談等の案内</u> ・ <u>検診の受診等に対する費用助成</u> ・ <u>検診の受診等に対する特別休暇の付与</u> ・ <u>労働者が安心して受診することができるよう、治療と就業の両立支援の取組の周知</u> <p>三 その他の健康保持増進措置</p> <p>イに掲げるもののほか、健康相談、健康保持増進に関する啓発活動や環境づくり、<u>治療と就業の両立支援指針</u>等の内容も含むものとする。なお、その他の健康保持増進措置を実施するに当たっても労働者の健康状態を事前に把握し、取り組むことが有用である。</p>	<p>ロ その他の健康保持増進措置</p> <p>イに掲げるもののほか、健康教育、健康相談又は、健康保持増進に関する啓発活動や環境づくり等の内容も含むものとする。なお、その他の健康保持増進措置を実施するに当たっても労働者の健康状態を事前に把握し、取り組むことが有用である。</p>
<p>5 健康保持増進対策の推進における留意事項</p> <p>(1) 客観的な数値の活用</p> <p>事業場における健康保持増進の問題点についての正確な把握や達成すべき目標の明確化等が可能となることから、課題の把握や目標の設定等においては、労働者の健康状態等を客観的に把握できる数値を活用することが望ましい。数値については、例えば、定期健康診断結果や医療保険者から提供される事業場内外の複数の集団間の健康状態を比較したデータ等を活用することが考えられる。</p> <p>(2) <u>2次予防の取組における精度管理等</u></p> <p><u>2次予防の取組のためのがん検診等の機会の提供に当たっては、労働安全衛生法 70 条の 3 の趣旨を踏まえ、健康増進法第 9 条第 1 項に基づ</u></p>	<p>5 健康保持増進対策の推進における留意事項</p> <p>(1) 客観的な数値の活用</p> <p>事業場における健康保持増進の問題点についての正確な把握や達成すべき目標の明確化等が可能となることから、課題の把握や目標の設定等においては、労働者の健康状態等を客観的に把握できる数値を活用することが望ましい。数値については、例えば、定期健康診断結果や医療保険者から提供される事業場内外の複数の集団間の健康状態を比較したデータ等を活用することが考えられる。</p>

く健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針(平成 16 年厚生労働省告示第 242 号。以下「健康診査等指針」という。)に規定されているがん検診等を含めた健康診査の精度管理等について留意すること。

(3) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」との関係

本指針のメンタルヘルスケアとは、積極的な健康づくりを目指す人を対象にしたものであって、その内容は、ストレスに対する気付きへの援助、リラクゼーションの指導等であり、その実施に当たっては、労働者の心の健康の保持増進のための指針(平成 18 年 3 月 31 日健康保持増進のための指針公示第 3 号)を踏まえて、集団や労働者の状況に応じて適切に行われる必要がある。また、健康保持増進措置として、メンタルヘルスケアとともに、運動指導、保健指導等を含めた取組を実施する必要がある。

(4) 「治療と就業の両立支援指針」との関係

職場における治療と就業の両立支援の取組に当たっては、「治療と就業の両立支援指針」(令和 8 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 28 号)に基づき、必要な措置を講じることが望ましい。

(5) 個人情報の保護への配慮

健康保持増進対策を進めるに当たっては、健康情報を含む労働者の個人情報の保護に配慮することが極めて重要である。

健康情報を含む労働者の個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針(平

(2) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」との関係

本指針のメンタルヘルスケアとは、積極的な健康づくりを目指す人を対象にしたものであって、その内容は、ストレスに対する気付きへの援助、リラクゼーションの指導等であり、その実施に当たっては、労働者の心の健康の保持増進のための指針(平成 18 年 3 月 31 日健康保持増進のための指針公示第 3 号)を踏まえて、集団や労働者の状況に応じて適切に行われる必要がある。また、健康保持増進措置として、メンタルヘルスケアとともに、運動指導、保健指導等を含めた取組を実施する必要がある。

(3) 個人情報の保護への配慮

健康保持増進対策を進めるに当たっては、健康情報を含む労働者の個人情報の保護に配慮することが極めて重要である。

健康情報を含む労働者の個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針(平

成 30 年 9 月 7 日労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針
公示第 1 号) 等の関連する指針等が定められており、個人情報事業の
用に供する個人情報取扱事業者に対して、個人情報の利用目的の公表や
通知、目的外の取扱いの制限、安全管理措置、第三者提供の制限等を義
務づけている。

また、個人情報取扱事業者以外の事業者であって健康情報を取り扱う
者は、健康情報が特に適正な取扱いの厳格な実施を確保すべきものであ
ることに十分留意し、その適正な取扱いの確保に努めることとされてい
る。事業者は、これらの法令等を遵守し、労働者の健康情報の適正な取
扱いを図るものとする。

また、健康測定等健康保持増進の取組において、その実施の事務に従
事した者が、労働者から取得した健康情報を利用するに当たっては、当
該労働者の健康保持増進のために必要な範囲を超えて利用してはなら
ないことに留意すること。事業者を含む第三者が、労働者本人の同意を
得て健康情報を取得した場合であっても、これと同様であること。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
第 27 条第 3 項及び第 4 項、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第
150 条第 2 項及び第 3 項等の規定に基づき、医療保険者から定期健康診
断に関する記録の写しの提供の求めがあった場合に、事業者は当該記録
の写しを医療保険者に提供しなければならないこととされていることに
留意が必要であり、当該規定に基づく提供は個人情報の保護に関する
法律第 27 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当する
ため、第三者提供に係る本人の同意は不要である。

成 30 年 9 月 7 日労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針
公示第 1 号) 等の関連する指針等が定められており、個人情報事業の
用に供する個人情報取扱事業者に対して、個人情報の利用目的の公表や
通知、目的外の取扱いの制限、安全管理措置、第三者提供の制限等を義
務づけている。

また、個人情報取扱事業者以外の事業者であって健康情報を取り扱う
者は、健康情報が特に適正な取扱いの厳格な実施を確保すべきものであ
ることに十分留意し、その適正な取扱いの確保に努めることとされてい
る。事業者は、これらの法令等を遵守し、労働者の健康情報の適正な取
扱いを図るものとする。

また、健康測定等健康保持増進の取組において、その実施の事務に従
事した者が、労働者から取得した健康情報を利用するに当たっては、当
該労働者の健康保持増進のために必要な範囲を超えて利用してはなら
ないことに留意すること。事業者を含む第三者が、労働者本人の同意を
得て健康情報を取得した場合であっても、これと同様であること。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
第 27 条第 3 項及び第 4 項、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第
150 条第 2 項及び第 3 項等の規定に基づき、医療保険者から定期健康診
断に関する記録の写しの提供の求めがあった場合に、事業者は当該記録
の写しを医療保険者に提供しなければならないこととされていることに
留意が必要であり、当該規定に基づく提供は個人情報の保護に関する
法律第 27 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当する
ため、第三者提供に係る本人の同意は不要である。

(6) 記録の保存

事業者は、健康保持増進措置の実施の事務に従事した者の中から、担当者を指名し、当該担当者に健康測定の結果、運動指導の内容等健康保持増進措置に関する記録を電磁的な方法で保存及び管理させることが適切である。

(4) 記録の保存

事業者は、健康保持増進措置の実施の事務に従事した者の中から、担当者を指名し、当該担当者に健康測定の結果、運動指導の内容等健康保持増進措置に関する記録を電磁的な方法で保存及び管理させることが適切である。

<p>6 定義</p> <p>本指針において、以下に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>① 健康保持増進対策</p> <p>労働安全衛生法第 69 条第 1 項の規定に基づく事業場において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の健康の保持増進のための措置を継続的かつ計画的に講ずるための、方針の表明から計画の策定、実施、評価等の一連の取組全体をいう。</p> <p>② 産業医等</p> <p>産業医その他労働者の健康保持増進等を行うのに必要な知識を有する医師をいう。</p> <p>③ 衛生管理者等</p> <p>衛生管理者、衛生推進者及び安全衛生推進者をいう。</p> <p>④ 事業場内産業保健スタッフ</p> <p>産業医等、衛生管理者等及び事業場内の保健師等をいう。</p> <p>⑤ 事業場外資源</p> <p>事業場外で健康保持増進に関する支援を行う外部機関や地域資源及び専門家をいう。</p> <p>⑥ 健康保持増進措置</p> <p>労働安全衛生法第 69 条第 1 項の規定に基づく事業場において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の健康の保持増進のための措置をいう。</p>	<p>6 定義</p> <p>本指針において、以下に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>① 健康保持増進対策</p> <p>労働安全衛生法第 69 条第 1 項の規定に基づく事業場において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の健康の保持増進のための措置を継続的かつ計画的に講ずるための、方針の表明から計画の策定、実施、評価等の一連の取組全体をいう。</p> <p>② 産業医等</p> <p>産業医その他労働者の健康保持増進等を行うのに必要な知識を有する医師をいう。</p> <p>③ 衛生管理者等</p> <p>衛生管理者、衛生推進者及び安全衛生推進者をいう。</p> <p>④ 事業場内産業保健スタッフ</p> <p>産業医等、衛生管理者等及び事業場内の保健師等をいう。</p> <p>⑤ 事業場外資源</p> <p>事業場外で健康保持増進に関する支援を行う外部機関や地域資源及び専門家をいう。</p> <p>⑥ 健康保持増進措置</p> <p>労働安全衛生法第 69 条第 1 項の規定に基づく事業場において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の健康の保持増進のための措置をいう。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------